



# 匝瑳市総合計画 実施計画

(平成 27 年度～平成 29 年度)

海・みどり・ひとがはぐくむ  
活力あるまち 匝瑳市



SOSA

平成 27 年 2 月



# — 目 次 —

## 総 論

|   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 計画策定の目的 | 1 |
| 2 | 計画の性格   | 1 |
| 3 | 計画の期間   | 1 |
| 4 | 計画の体系   | 2 |

## 各 論

|     |                                    |    |
|-----|------------------------------------|----|
| 1   | 生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる(健康・福祉・医療分野)  | 3  |
| (1) | 健康・生きがいづくりの推進                      | 4  |
| (2) | 高齢者福祉の充実                           | 6  |
| (3) | 障害者福祉の充実                           | 8  |
| (4) | 子育て・子育て支援の充実                       | 10 |
| (5) | 医療体制の充実                            | 12 |
| (6) | 地域福祉の推進                            | 13 |
| 2   | 活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる(産業・経済分野)       | 14 |
| (1) | 農林水産業の活性化                          | 15 |
| (2) | 商工業の活性化                            | 19 |
| (3) | 観光の活性化                             | 20 |
| (4) | 産業間連携の推進と雇用・消費の場の創出                | 21 |
| 3   | 自然と共生し、快適で安全なまちをつくる(生活環境・都市建設分野)   | 22 |
| (1) | 自然環境の保護と循環型社会の形成                   | 23 |
| (2) | 市街地の活性化と交通網の整備                     | 25 |
| (3) | 住環境の整備                             | 27 |
| (4) | 安心・安全な地域づくりの推進                     | 28 |
| 4   | 個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる(教育・交流分野)       | 30 |
| (1) | 学校教育の充実                            | 31 |
| (2) | 生涯学習・生涯スポーツの推進                     | 34 |
| (3) | 地域文化の振興                            | 36 |
| (4) | コミュニティの育成と交流活動の促進                  | 37 |
| (5) | 男女共同参画の促進                          | 37 |
| 5   | 市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる(住民協働・行財政分野) | 38 |
| (1) | まちづくり情報共有の推進                       | 39 |
| (2) | 行財政運営の効率化・高度化                      | 40 |
| (3) | 広域行政の推進                            | 42 |

# 総論

## 1 計画策定の目的

この計画は、基本構想(平成20年度～平成31年度)に掲げた本市の将来像「海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匠瑛市」を実現するため、具体的な個別事業を明らかにし、計画的に推進していきます。

## 2 計画の性格

この計画は、毎年度の予算編成の先導的役割を担うものであり、計画の策定に当たっては、財政フレームとの整合を図るとともに、事業の緊急性、重要性及び投資効果を十分検討した上で、計画事業の調整を行っています。

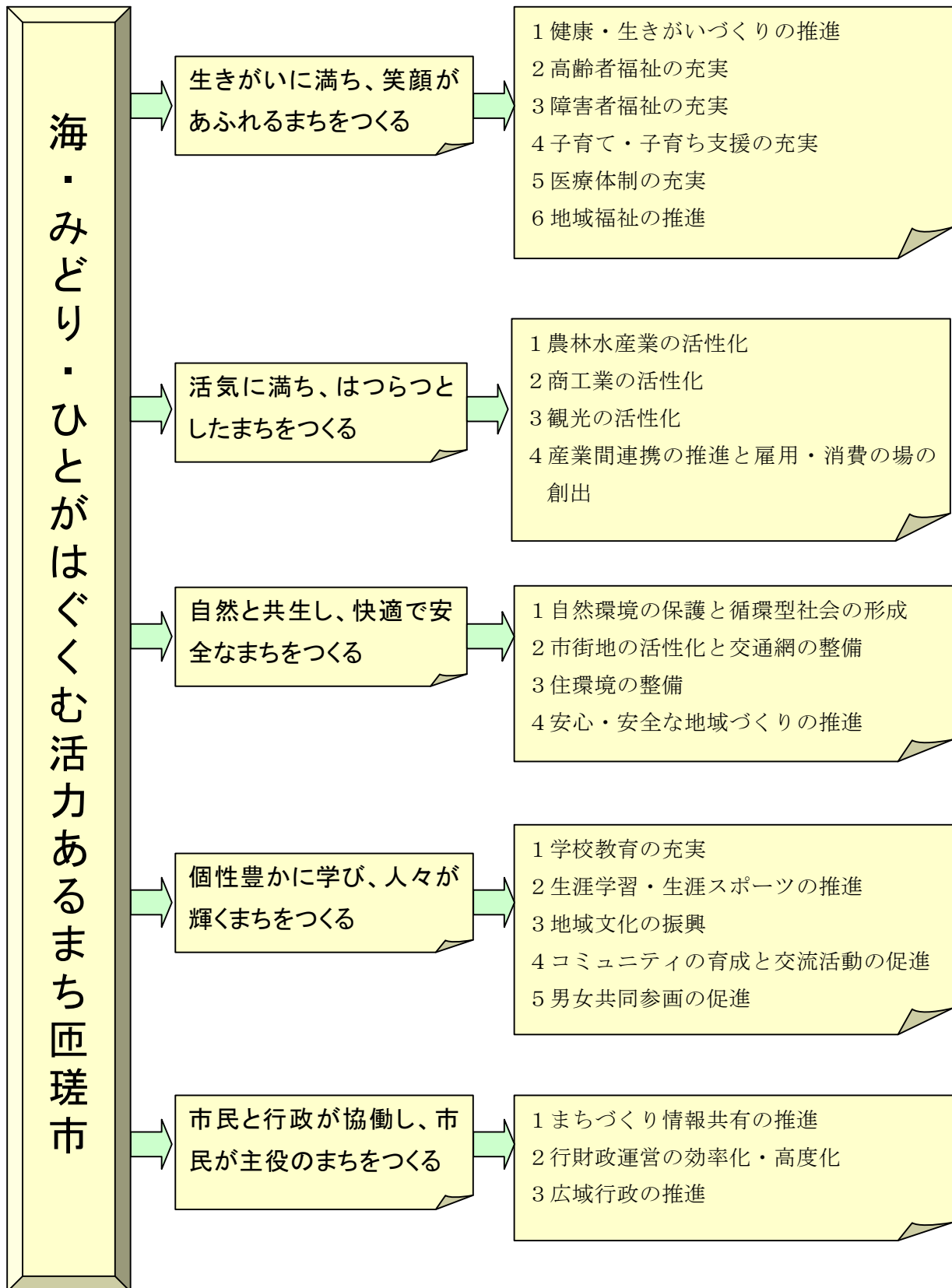
## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年とし、毎年度の計画事業の進捗状況や社会経済情勢の変化などに柔軟に対応するため、必要に応じてローリングを行います。

### — 凡 例 —

- : 継続事業
- ◎ : 新規事業
- 無 印 : 当該年度に実施しない事業

#### 4 計画の体系



# 各 論

## 1 生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる (健康・福祉・医療分野)

すべての市民が生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくるために、健康・医療・福祉をはじめ各分野が連携しながら、地域全体で一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援がなされる環境づくりに努め、生涯の各段階すべてにおいて健康や生きがいを感じ、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

また、温暖な気候や豊かな自然、充実した拠点施設、元気な高齢者や団塊の世代などの人材、地域の連帯感など、本市の強みである地域資源を十分活用し、はぐくみながら、あたたかなふれあいと交流の中で高齢者や障害者などを見守り、地域で子どもを育てるまちづくりを進めます。

## (1) 健康・生きがいつくりの推進

| 事業名(担当課)                 | 実施年度 |    |    | 事業概要   |
|--------------------------|------|----|----|--|
|                          | 27   | 28 | 29 |  |
| 特定健診等事業<br>(市民課)         | ○    | ○  | ○  | 国保被保険者の35歳以上を対象に生活習慣病予防のための健康診査及び保健指導を行う。  |
| 短期人間ドック事業<br>(市民課)       | ○    | ○  | ○  | 30歳以上の国保被保険者に対し、検査費用の一部(70%)を保険者(市)が負担する。  |
| 予防接種事業<br>(健康管理課)        | ○    | ○  | ○  | 予防接種法に基づきA類疾病、B類疾病の予防接種を個別接種及び集団接種により実施する。   |
| 乳幼児健康診査事業<br>(健康管理課)     | ○    | ○  | ○  | 疾患の早期発見・早期治療と育児不安の解消を図るため、各種健康診査を実施する。(4か月児、1歳6か月児、3歳児)                                  |
| 妊婦・乳児委託健康診査事業<br>(健康管理課) | ○    | ○  | ○  | 疾患の早期発見・早期治療等を目的に、各種検査を実施する。公費負担は妊婦健診14回、乳児健診1回。   |
| 母子健康相談事業<br>(健康管理課)      | ○    | ○  | ○  | 母性及び乳幼児の健康に関する正しい知識の啓発と普及を図る。(母子健康手帳の交付、マタニティクラスの開催、妊産婦・未熟児・新生児家庭訪問等)                    |
| 母子歯科健康診査事業<br>(健康管理課)    | ○    | ○  | ○  | 乳幼児に対し、口腔内の疾患の早期発見・早期治療等を目的に、各種健康診査及び、う触予防処置を実施する。                                       |
| がん検診事業<br>(健康管理課)        | ○    | ○  | ○  | がんを早期に発見し、早期治療に結びつけるため、がん検診を実施する。(胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん)また、普及啓発活動や検診受診率向上等のための活動を実施する。 |
| 胸部検診事業<br>(健康管理課)        | ○    | ○  | ○  | 40歳以上を対象に、胸部間接撮影等を実施し、肺がん及び結核を早期に発見し、治療に結びつける。   |

| 事業名(担当課)                | 実施年度 |    |    | 事業概要  |
|-------------------------|------|----|----|---|
|                         | 27   | 28 | 29 |   |
| 肝炎検診事業<br>(健康管理課)       | ○    | ○  | ○  | 40歳以上の未受診者を対象にC型肝炎ウイルス検査及びHBs抗原検査(血液検査)を実施する。       |
| 骨粗しょう症予防検診事業<br>(健康管理課) | ○    | ○  | ○  | 早期に骨量減少者を発見し、栄養、運動等の保健指導及び早期治療に結びつけるため、検査を実施する。     |
| 成人歯科健康診査事業<br>(健康管理課)   | ○    | ○  | ○  | 歯周病その他口腔内疾患の早期発見・早期治療を目的に、健康診査を実施する。                |
| 食生活改善推進事業<br>(健康管理課)    | ○    | ○  | ○  | 各種料理教室を実施し、食生活の改善と食育の推進を図る。保健推進員を通じて、地域の健康づくりを推進する。 |

## (2) 高齢者福祉の充実

| 事業名(担当課)  | 実施年度 |    |    | 事業概要   |
|---|------|----|----|--|
|   | 27   | 28 | 29 |  |
| シルバー人材センター運営事業(補助金)<br>(産業振興課)                      | ○    | ○  | ○  | 高齢者に臨時的、短期的な就業機会を確保するため、シルバー人材センターの運営費の一部を助成する。      |
| 老人保護措置事業<br>(高齢者支援課)                                | ○    | ○  | ○  | 虐待その他の理由により在宅で養護を受けられない高齢者を福祉施設に入所措置し、福祉の増進を図る。      |
| 外出支援サービス事業<br>(高齢者支援課)                              | ○    | ○  | ○  | 在宅の車椅子又は寝台車によらなければ移動困難な者の医療機関への移動手段として、契約業者に送迎を委託する。 |
| 緊急通報装置設置事業<br>(高齢者支援課)                              | ○    | ○  | ○  | 独居の高齢者等に対して、緊急通報装置を設置する。                             |
| シニアクラブ活動助成事業<br>(高齢者支援課)                            | ○    | ○  | ○  | 高齢者のスポーツや社会貢献活動等を活性化するため、生きがい・健康づくりの活動支援や助成を行う。      |
| 地域包括支援センター運営事業<br>(高齢者支援課)                          | ○    | ○  | ○  | 要支援者に対するケアプランの作成を行う。                                 |
| 介護保険給付事業<br>(高齢者支援課)                                | ○    | ○  | ○  | 要介護(要支援)認定者へ介護(予防)サービスを給付する。                         |
| 二次予防事業対象者把握事業(29年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行)<br>(高齢者支援課) | ○    | ○  |    | 65歳以上の者を対象に基本チェックリストを行い、生活機能低下のおそれがある高齢者を早期に把握する。    |
| 通所型運動器機能向上事業(29年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行)<br>(高齢者支援課)  | ○    | ○  |    | 運動器に機能低下がみられる二次予防事業対象者に、日常生活動作の維持・向上が図れるよう運動教室を開催する。 |



| 事業名(担当課)  | 実施年度 |    |    | 事業概要   |
|---|------|----|----|--|
|   | 27   | 28 | 29 |  |
| 通所型口腔機能向上事業<br>(29年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行)<br>(高齢者支援課) | ○    | ○  |    | 口腔機能の低下がみられる二次予防事業対象者に、摂食・嚥下機能等の向上を目指す口腔教室を開催する。                   |
| 介護予防・日常生活支援総合事業<br>(高齢者支援課)                           |      |    | ○  | 要支援者等に対する介護予防・生活支援サービスと65歳以上の高齢者に対する一般介護予防事業を行う。                   |
| 生活管理指導員派遣事業<br>(高齢者支援課)                               | ○    | ○  | ○  | 自立支援が必要な高齢者等に対し、ホームヘルパー派遣を行う。                                      |
| 介護予防ケアマネジメント事業<br>(高齢者支援課)                            | ○    | ○  | ○  | 要支援・要介護状態の予防やその重症化の予防、改善を図るために、必要な事業やサービスが包括的、効率的に実施されるよう必要な援助を行う。 |
| 総合相談支援事業<br>(高齢者支援課)                                  | ○    | ○  | ○  | 高齢者の身近な相談窓口設置と実態把握を行う。   |
| ふれあいデイサービス事業<br>(高齢者支援課)                              | ○    | ○  | ○  | 認知症・うつ、閉じこもり予防のための通所デイサービスを行う。                                     |
| 配食サービス事業<br>(高齢者支援課)                                  | ○    | ○  | ○  | 栄養改善が必要な高齢者へ週に1～2回の配食サービスと安否確認を行う。                                 |
| 紙おむつ給付事業<br>(高齢者支援課)                                  | ○    | ○  | ○  | 在宅要介護者の常時尿失禁等の者に対し、紙おむつを給付する。                                      |
| 介護給付等費用適正化事業<br>(高齢者支援課)                              | ○    | ○  | ○  | 介護給付適正化支援システムを活用し、介護保険給付の適正化を図る。                                   |
| 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業<br>(高齢者支援課)                      |      | ○  | ○  | 老人福祉法及び介護保険法の規定により策定する。  |

### (3) 障害者福祉の充実

| 事業名(担当課)                              | 実施年度 |    |    | 事業概要  |
|---------------------------------------|------|----|----|---|
|                                       | 27   | 28 | 29 |   |
| 特別障害者手当等給付事業<br>(福祉課)                 | ○    | ○  | ○  | 精神又は身体に重度の障害を有するために日常生活に常時介護を要する者に対し、経済的負担を軽減するため、手当を支給する。      |
| 重度心身障害者(児)医療給付改善事業<br>(福祉課)           | ○    | ○  | ○  | 重度心身障害者(児)の健康と福祉の増進及び医療費等の負担の軽減を図る。                             |
| 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業<br>(福祉課) | ○    | ○  | ○  | 障害者又はその家族の経済的負担を軽減するため、手当を支給する。                                 |
| 難病療養者給付金支給事業<br>(福祉課)                 | ○    | ○  | ○  | 千葉県知事から難病指定を受けている者又はその介護人の経済的負担を軽減するため、給付金を支給する。                |
| 自立支援給付事業<br>(福祉課)                     | ○    | ○  | ○  | 障害者の介護給付費、訓練等給付費、更生医療費、補装具費、育成医療費に対する給付を行う。                     |
| 地域生活支援事業<br>(福祉課)                     | ○    | ○  | ○  | 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効果的・効率的な支援を行う。 |
| 身体・知的障害者相談員依頼事業<br>(福祉課)              | ○    | ○  | ○  | 県からの権限移譲により、身体・知的障害のある者の更生援護の相談に応じ、必要な指導等を行う。                   |
| 重度身体障害者等紙おむつ給付事業<br>(福祉課)             | ○    | ○  | ○  | 常時失禁状態の重度身体障害者等に対し、紙おむつの給付を行う。                                  |
| 福祉タクシー利用助成事業<br>(福祉課)                 | ○    | ○  | ○  | 重度心身障害者が福祉タクシーを利用する際、その料金の全部又は一部を助成する。                          |

| 事業名(担当課)                           | 実施年度 |    |    | 事業概要   |
|------------------------------------|------|----|----|--|
|                                    | 27   | 28 | 29 |  |
| 就労支援事業所運営事業<br>(福祉課)               | ○    | ○  | ○  | 障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう就労事業所を設置し、就労支援を行う。                        |
| 障害者グループホーム等入居者家賃補助事業(補助金)<br>(福祉課) | ○    | ○  | ○  | グループホーム等に入居している障害者に対し家賃の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。                            |
| 障害者グループホーム等運営費補助事業(補助金)<br>(福祉課)   | ○    | ○  | ○  | グループホーム等の運営者に対し、運営費等の助成を行う。  |
| 障害者地域生活体験事業(補助金)<br>(福祉課)          | ○    | ○  | ○  | 体験入居等の場を提供する事業者に対し、経費の一部を助成する。   |
| 障害児支援給付事業<br>(福祉課)                 | ○    | ○  | ○  | 児童福祉法に規定する障害児通所支援及び障害児相談支援の利用に要する費用の一部を給付する。                           |
| マザーズホーム運営事業<br>(福祉課)               | ○    | ○  | ○  | 心身の発達に遅れのある幼児に対して、日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練のほか、保護者に対する療育知識の普及啓発を行う。 |

#### (4) 子育て・子育て支援の充実

| 事業名(担当課)                    | 実施年度 |    |    | 事業概要   |
|-----------------------------|------|----|----|--|
|                             | 27   | 28 | 29 |  |
| 出産育児一時金の支給<br>(市民課)         | ○    | ○  | ○  | 国保被保険者の出産に対し、出産育児一時金を支給する。                       |
| 子ども医療費助成事業<br>(健康管理課)       | ○    | ○  | ○  | 0歳から中学3年生までの子どもの保険診療医療費の一部負担分を全額助成する。            |
| 未熟児養育医療給付事業<br>(健康管理課)      | ○    | ○  | ○  | 養育のため病院又は診療所に入院する必要がある未熟児に対し、医療の給付又は養育医療費の支給を行う。 |
| 家庭児童相談室運営事業<br>(福祉課)        | ○    | ○  | ○  | 児童問題及び家庭問題の相談を行い、児童福祉の向上を図る。                     |
| 母子自立支援員設置事業<br>(福祉課)        | ○    | ○  | ○  | 母子家庭に関する調査、相談等を行い、母子福祉の向上を図る。                    |
| 児童手当支給事業<br>(福祉課)           | ○    | ○  | ○  | 中学校卒業までの児童を養育している者に対し、手当を支給する。                   |
| 児童扶養手当支給事業<br>(福祉課)         | ○    | ○  | ○  | 18歳までの子どもがいる父子家庭・母子家庭等に対し手当を給付する。                |
| ひとり親家庭等医療費等助成事業<br>(福祉課)    | ○    | ○  | ○  | ひとり親家庭等の親等に対し、児童及び母又は父等にかかる医療費等の一部を助成する。         |
| つどいの広場事業<br>(福祉課)           | ○    | ○  | ○  | 乳幼児の親子が交流でき、子育て相談のできる場を提供する。                     |
| 保育所運営費委託費支弁事業(負担金)<br>(福祉課) | ○    | ○  | ○  | 市内の私立保育所や市外の公立保育所及び私立保育所へ運営費を支弁する。               |
| 私立保育所運営費補助事業(補助金)<br>(福祉課)  | ○    | ○  | ○  | 私立保育所に対し、保育内容の充実及び入所児童の処遇向上を図るための経費を助成する。        |
| 延長保育促進事業(補助金)<br>(福祉課)      | ○    | ○  | ○  | 就労と育児の両立支援を総合的に推進するため、11時間を超える保育経費に対して補助を行う。     |

| 事業名(担当課)                       | 実施年度 |    |    | 事業概要  |
|--------------------------------|------|----|----|---|
|                                | 27   | 28 | 29 |   |
| 一時預かり事業(補助金)<br>(福祉課)          | ○    | ○  | ○  | 急病や入院等に伴う一時的保育措置を要する幼児に対して保育サービスを提供する。                                      |
| 予備保育士設置費補助事業<br>(補助金)<br>(福祉課) | ○    | ○  | ○  | 保育士の労働条件の改善、保育内容の充実を図る。   |
| 障害児保育事業(補助金)<br>(福祉課)          | ○    | ○  | ○  | 障害児の処遇向上に要する経費を補助する。  |
| 保育所保育料第3子以降無料化事業<br>(福祉課)      | ○    | ○  | ○  | 18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の第3子以降の保育所保育料を無料とする。                                      |
| 保育士等処遇改善臨時特例事業<br>(福祉課)        | ○    | ○  | ○  | 保育士の人材確保対策の一環として、処遇改善に取り組む民間保育所へ補助金を交付する。                                   |
| 母子家庭等対策総合支援事業<br>(福祉課)         | ◎    | ○  | ○  | 母子・父子家庭の自立の支援を図るため、就職に有利な教育訓練及び資格取得のための訓練の受講に係る費用の一部又は訓練促進費を支給する。           |
| 施設型・地域型保育給付事業<br>(福祉課)         | ◎    | ○  | ○  | 市内に居住する未就学児童が市外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する際、当該事業者に対して施設型給付費又は地域型給付費を支給する。    |
| 放課後児童クラブ育成事業<br>(学校教育課)        | ○    | ○  | ○  | 就労等により下校時から夕刻まで保護者が家庭にいない児童を対象に学童保育を行う。現在、8小学校区に設置。                         |
| 放課後子ども教室推進事業<br>(学校教育課)        | ○    | ○  | ○  | 子どもたちに放課後の安全・安心な活動場所を提供し、さまざまな学びや体験活動を通して生きる力の向上や地域の人間関係づくりを図る。現在、3小学校区に設置。 |

## (5) 医療体制の充実

| 事業名(担当課)               | 実施年度 |    |    | 事業概要   |
|------------------------|------|----|----|--|
|                        | 27   | 28 | 29 |  |
| 国保医療費適正化対策事業<br>(市民課)  | ○    | ○  | ○  | 医療費通知、レセプト点検、ジェネリック差額通知の実施により国保事業の健全な運営を図る。  |
| 葬祭費の支給<br>(市民課)        | ○    | ○  | ○  | 国保被保険者の経済的負担を軽減するため、葬祭費を支給する。                |
| 後期高齢者医療事業<br>(市民課)     | ○    | ○  | ○  | 75歳以上の住民を対象とした後期高齢者医療制度について、広域連合と連携して事業を進める。 |
| 救急医療機関整備事業<br>(健康管理課)  | ○    | ○  | ○  | 休日及び年末年始における診療体制(内科・外科)を確保する。                |
| 医療器械器具購入事業<br>(市民病院)   | ○    | ○  | ○  | 円滑な診療、検査等を実施するため、医療器械の整備を計画的に行う。             |
| 公用車更新整備事業<br>(市民病院)    | ○    | ○  | ○  | 老朽化した車両を計画的に更新する。                            |
| 医師養成奨学資金貸付事業<br>(市民病院) | ○    | ○  | ○  | 医学生に奨学資金を貸し付けることにより、将来の病院医師を確保する。            |

## (6) 地域福祉の推進

| 事業名(担当課)                       | 実施年度 |    |    | 事業概要   |
|--------------------------------|------|----|----|--|
|                                | 27   | 28 | 29 |  |
| 民生・児童委員協議会助成事業(補助金)<br>(福祉課)   | ○    | ○  | ○  | 地域住民の福祉相談や社会福祉行政への協力活動等に対し、助成を行う。              |
| 戦没者追悼事業<br>(福祉課)               | ○    | ○  | ○  | 戦没者を追悼し平和を祈念する。                                |
| 匝瑳地区保護司会助成事業<br>(福祉課)          | ○    | ○  | ○  | 自立更生援護や指導、犯罪予防活動を行う団体への助成を行う。                  |
| 更生保護女性会助成事業<br>(福祉課)           | ○    | ○  | ○  | 犯罪予防活動や更生施設への訪問、青少年健全育成活動を行う団体へ助成を行う。          |
| 中国残留邦人支援事業<br>(福祉課)            | ○    | ○  | ○  | 日本に永住帰国した中国残留邦人に対して、支援給付金を支給することにより生活の安定を支援する。 |
| 生活保護事業<br>(福祉課)                | ○    | ○  | ○  | 健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立の助長を図ることを目的とした公的扶助を行う。    |
| 生活困窮者自立支援事業<br>(福祉課)           | ○    | ○  | ○  | 自立支援策の強化を図ることにより、生活困窮状態からの早期自立の支援を行う。          |
| 市民ふれあいセンター改修事業<br>(市民ふれあいセンター) | ○    | ○  | ○  | 施設の円滑な運営と維持管理を図るため、老朽化した施設設備の改修や備品交換を行う。       |

## 2 活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる (産業・経済分野)

活気に満ち、はつらつとしたまちづくりを進めるために、各種産業の生産・経営基盤の強化支援を図ります。

また、農林水産業と商工業、観光業の連携を促進しながら、それぞれの産業が地域間競争に勝ち抜く個性ある地域産業として育成・発展していくための支援の充実に努めるとともに、首都圏や海外への好アクセス条件を生かした企業誘致などを推進します。

さらに、魅力ある雇用・消費の場の創出と働きやすい職場環境に努めることで労働力の確保と消費活動の活性化につなげるなど、若者や女性、高齢者をはじめすべての市民が、いきいきと労働や生産活動などに参加し続けることのできるまちづくりを進めます。



## (1) 農林水産業の活性化

| 事業名(担当課)                           | 実施年度 |    |    | 事業概要  |
|------------------------------------|------|----|----|---|
|                                    | 27   | 28 | 29 |   |
| 飼料用米生産拡大支援事業<br>(補助金)<br>(産業振興課)   | ○    | ○  | ○  | 米の需給調整の確実な実施と飼料自給率向上を図るため、飼料用米への取組みに対し、定額補助を行う。           |
| 水稻航空防除事業(補助金)<br>(産業振興課)           | ○    | ○  | ○  | いもち病、紋枯病及び病害虫防除をするため、生産者団体の行うヘリコプターによる防除に対し補助を行う。         |
| 園芸用廃プラスチック処理対策推進事業(補助金)<br>(産業振興課) | ○    | ○  | ○  | 園芸用廃プラスチック類の回収と適正な処理を推進するための経費を助成する。                      |
| 農業後継者新規就農支援助成事業(補助金)<br>(産業振興課)    | ○    | ○  | ○  | 農業後継者の確保と新規就農者の営農支援をするため、新規就農者に対する助成を行う。                  |
| 匝瑳市農業振興会助成事業<br>(補助金)<br>(産業振興課)   | ○    | ○  | ○  | 市民の農業に対する理解と関心を高めるため、農業まつりや米消費拡大推進事業等を実施する農業振興会に対して助成を行う。 |
| 市民農園整備事業<br>(産業振興課)                | ○    | ○  | ○  | 都市農村交流の拠点として整備し、地域の活性化と都市交流を図る。                           |
| 農業近代化資金利子補給事業<br>(産業振興課)           | ○    | ○  | ○  | 農業者や農業生産法人等が農業用施設、農機具等の改良又は取得するための資金に対し利子補給を行う。           |
| 農業経営基盤強化資金利子補給事業<br>(産業振興課)        | ○    | ○  | ○  | 認定農業者が経営改善や規模拡大のために利用する資金に対し利子補給を行う。                      |
| ケブカトラカミキリ被害拡大防止事業<br>(産業振興課)       | ○    | ○  | ○  | 植木産業の主要な樹種であるマキを保護するため、伐採や薬剤の散布等を実施する。                    |
| 植木振興対策事業<br>(産業振興課)                | ○    | ○  | ○  | 豊富な生産量や生産技術等を広くPRし、植木ビジネスの拡大、発展を図り、「日本一の植木のまちづくり」を推進する。   |

| 事業名(担当課)                                  | 実施年度 |    |    | 事業概要   |
|---|------|----|----|--|
|   | 27   | 28 | 29 |  |
| 食育推進事業<br>(産業振興課)                         | ○    | ○  | ○  | 地産地消の推進とともに、「食」に関する体験等を通し、自然の恩恵や「食」に携わる人への感謝の気持ちを育てる。            |
| 直接支払推進事業<br>(産業振興課)                       | ○    | ○  | ○  | 農業者戸別所得補償制度において、市の農業再生協議会が行う事務に対し助成を行う。                          |
| 青年就農者確保・育成給付金(経営開始型)事業<br>(産業振興課)         | ○    | ○  | ○  | 新規に就農する後継者を育成するため、青年就農者に対し助成を行う。                                 |
| 水田自給力向上対策事業<br>(産業振興課)                    | ○    | ○  | ○  | 生産調整実施者が行う、飼料用米又は米粉用米への取組みに対し定額補助を行う。                            |
| 畜産防疫対策事業<br>(産業振興課)                       | ○    | ○  | ○  | 乳牛、肉牛、豚に実施する各種伝染病予防接種や検査に対する助成を行う。                               |
| 飼料用米利用促進事業(補助金)<br>(産業振興課)                | ○    | ○  | ○  | 飼料用米への取組みに対し助成を行う。   |
| 県営かんがい排水事業「両総茂原南地区」負担金<br>(産業振興課)         | ○    | ○  | ○  | 両総茂原南地区の用水周辺の市街化により、安全性及び維持管理等の観点から、現在の開水路をパイプライン化するための負担金を支出する。 |
| 県営かんがい排水事業「両総南条支線地区」負担金<br>(産業振興課)        | ○    | ○  | ○  | 南条支線用水路の施設更新と開水路をパイプライン化するための負担金を支出する。                           |
| 国営かんがい排水事業「両総地区」負担金<br>(産業振興課)            | ○    |    |    | 両総地区内の農業用排水施設の改修に伴っての負担金を支出する。                                   |
| 農地整備事業(経営体育成型) 豊和・椿海・春海地区(負担金)<br>(産業振興課) | ○    | ○  | ○  | 農業生産基盤整備及び農地利用集積、ほ場の大区画化を推進し、大規模経営の担い手育成を行う。                     |

| 事業名(担当課)                                | 実施年度 |    |    | 事業概要  |
|---|------|----|----|---|
|   | 27   | 28 | 29 |   |
| 北総東部土地改良区用水基幹施設整備更新補助金<br>(産業振興課)       | ○    | ○  | ○  | 用水の基幹施設について、用水の安定供給と施設の長寿命化を図る費用に対し助成を行う。   |
| 北総東部土地改良区維持管理適正化事業(負担金)<br>(産業振興課)      | ○    | ○  | ○  | 土地改良施設の機能回復のため整備補修を行う。  |
| 大布川、野田地区、新堀川、風永川排水機場管理協議会負担金<br>(産業振興課) | ○    | ○  | ○  | 耕地及び宅地、公共地の湛水被害防止と水田の汎用化を図るため、協議会の管理事業に対し負担金を支出する。  |
| 国営大利根用水新宿揚水機場維持管理費負担金<br>(産業振興課)        | ○    | ○  | ○  | 農業用排水路の分離により、農業用水の水質を保全し、良好な営農環境を保持するとともに地域環境の向上に努める。                                     |
| 国営大利根用水新川揚排水機場維持管理費負担金<br>(産業振興課)       | ○    | ○  | ○  | 新川流域の耕地及び宅地、公共地の湛水被害防止と水田の汎用化を図るための強制排水や水利用のポンプ取水を県からの委託を受け、干潟土地改良区が管理しているものに対して負担金を支出する。 |
| 集落排水負担金<br>(産業振興課)                      | ○    | ○  | ○  | 家庭排水が土地改良区の排水施設へ放流されていることから、土地改良区に対して負担金を支出する。  |
| 農業用排水路改修事業(補助金)<br>(産業振興課)              | ○    | ○  | ○  | 農業用排水路の改修事業に対して補助を行う。   |
| 国営造成施設管理体制整備促進事業(負担金)<br>(産業振興課)        | ○    | ○  | ○  | 土地改良区が管理する土地改良施設の管理費に対して負担金を支出する。   |

| 事業名(担当課)  | 実施年度 |    |    | 事業概要  |
|---|------|----|----|---|
|   | 27   | 28 | 29 |   |
| 多面的機能支払事業(負担金)<br>(産業振興課)                       | ○    | ○  | ○  | 農地・農業用水等を保全するため、農村環境の保全に役立つ活動を行う団体に対し助成を行う。                             |
| 基幹水利施設ストックマネジメント事業(新堀川・野田地区・大布川排水機場)<br>(産業振興課) | ○    | ○  | ○  | 各排水機場の機能診断を行い、施設の有効活用や長寿命化のための改修工事を県が行い、ライフサイクルコストの低減を図る事業に対し負担金を支出する。  |
| 農地中間管理事業(補助金)<br>(産業振興課)                        | ○    | ○  | ○  | 農地中間管理機構を通じて農地を貸し付けた地域や出し手に対して機構集積協力金を支払い、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の解消等を促進する。 |
| 海匠漁業協同組合負担金<br>(産業振興課)                          | ○    | ○  | ○  | 飯岡漁港の維持改良、ハマグリ種苗放流事業等に対し負担金を支出する。                                       |
| 地域伝統漁業育成事業(補助金)<br>(産業振興課)                      | ○    | ○  | ○  | 伝統的漁業を営む貝まき船団が実施する漁船保険、資源管理、後継者育成事業等に対し補助を行う。                           |
| 漁業共済掛金助成事業(補助金)<br>(産業振興課)                      | ○    | ○  | ○  | 中小漁業者の経営安定及び漁業共済への加入促進を図る。  |
| 漁業近代化資金利子補給事業<br>(産業振興課)                        | ○    | ○  | ○  | 漁業経営の近代化に資するため、漁船、漁具等を取得するのに必要な資金に対し利子補給を行う。                            |

## (2) 商工業の活性化

| 事業名(担当課)                     | 実施年度 |    |    | 事業概要                                |
|------------------------------|------|----|----|-------------------------------------|
|                              | 27   | 28 | 29 |                                     |
| 商業協同組合支援事業(補助金)<br>(産業振興課)   | ○    | ○  | ○  | 市内で利用できる共通商品券の発行等に対し助成し、販売活動を支援する。  |
| 商工業活性化支援事業(補助金)<br>(産業振興課)   | ○    | ○  | ○  | 商店街のにぎわい創出を図るため、商工会が行う各種事業に対し助成を行う。 |
| 商店街駐車場維持管理事業(補助金)<br>(産業振興課) | ○    | ○  | ○  | 商店街活性化の一環として、駐車場の維持管理に対する助成を行う。     |
| 商工会助成事業(補助金)<br>(産業振興課)      | ○    | ○  | ○  | 商工会の運営基盤の充実・強化及び商工業の振興を図るため助成を行う。   |
| 中小企業資金融資事業<br>(産業振興課)        | ○    | ○  | ○  | 中小企業の経営基盤の確立と近代化を図るため、低利融資制度を推進する。  |
| 制度資金利子補給事業<br>(産業振興課)        | ○    | ○  | ○  | 中小企業資金融資を受けた者の負担軽減を図るため、利子補給を行う。    |

### (3) 観光の活性化

| 事業名(担当課)                 | 実施年度 |    |    | 事業概要   |
|--------------------------|------|----|----|--|
|                          | 27   | 28 | 29 |  |
| 市民まつり事業<br>(産業振興課)       | ○    | ○  | ○  | よかっぺ祭りやチューリップ祭り等、市民とともに企画・実施する市民まつりを開催する。                        |
| 観光協会助成事業(補助金)<br>(産業振興課) | ○    | ○  | ○  | 観光資源を活用した事業やフォトコンクール等に対する助成を行う。                                  |
| 飯高檀林等観光ガイド事業<br>(産業振興課)  | ○    | ○  | ○  | 飯高檀林跡の観光案内所に観光ガイドを置き、飯高檀林跡・周辺神社等のガイドを行うことにより、本市の観光地としての魅力アップを図る。 |

#### (4) 産業間連携の推進と雇用・消費の場の創出

| 事業名(担当課)                     | 実施年度 |    |    | 事業概要  |
|------------------------------|------|----|----|---|
|                              | 27   | 28 | 29 |   |
| 出会い創出事業<br>(企画課)             | ○    | ○  | ○  | 市の人口減少を抑制するため、男女の出会いの場を提供する婚活支援イベントを行う。                         |
| 転入者マイホーム取得奨励金交付事業<br>(企画課)   | ○    | ○  | ○  | 新築又は中古住宅を取得した転入者に奨励金を交付することにより、人口減少の抑制と地域の活性化を図る。               |
| 定住促進空き家バンク事業<br>(企画課)        | ○    | ○  | ○  | 市内の空き家情報を移住希望者等に提供し、移住・定住の促進を図る。                                |
| 消費者保護対策事業<br>(産業振興課)         | ○    | ○  | ○  | 市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、啓発活動・広報活動及び苦情相談を行う。                       |
| 中小企業雇用維持対策事業(補助金)<br>(産業振興課) | ○    |    |    | 経済的な理由により、中小企業事業主がその雇用者を一時的に休業等させた場合の手当、賃金の一部を助成し、従業員の雇用安定化を図る。 |

### 3 自然と共生し、快適で安全なまちをつくる (生活環境・都市建設分野)

本市の誇りである九十九里海岸や里山などのかけがえのない自然と共生し、かつ快適で安全なまちをつくるために、ごみ処理や生活排水のための基盤整備を継続的に推進するとともに、市民一人ひとりがリサイクルや不法投棄の防止などに積極的に取り組むための意識の醸成および市民活動支援の充実を図ります。

また、中心市街地の活性化や公共交通機関の充実といった都市機能の強化および都市基盤を計画的に整備することで、誰もが快適で暮らしやすく利便性の高い環境づくりを推進するとともに、災害や交通事故、犯罪などから市民の生命と財産、子どもの安全を守るため、関係機関の連携強化および情報共有の促進、自主活動組織の活性化を図るなど、地域ぐるみで取り組むまちづくりを推進します。



## (1) 自然環境の保護と循環型社会の形成

| 事業名(担当課)                             | 実施年度 |    |    | 事業概要  |
|--------------------------------------|------|----|----|---|
|                                      | 27   | 28 | 29 |   |
| 犬等の不妊及び去勢手術補助事業(補助金)<br>(環境生活課)      | ○    | ○  | ○  | 犬等の不妊及び去勢手術の費用の一部を補助する。   |
| 住宅用太陽光発電設備導入促進事業(補助金・奨励金)<br>(環境生活課) | ○    | ○  | ○  | 市内に居住又は居住の予定があり、新たに太陽光発電システムを設置するか、もしくは同システム付きの住宅を購入する個人に対し補助金及び奨励金を交付する。 |
| 環境測定事業・公共用水域等水質検査<br>(環境生活課)         | ○    | ○  | ○  | 水質保全対策に資するため、公共用水域・地下水水質の測定を行う。   |
| 環境測定事業・ダイオキシン類調査<br>(環境生活課)          | ○    | ○  | ○  | 大気汚染防止対策に資するため、ダイオキシン類の測定を行う。   |
| 環境美化推進事業<br>(環境生活課)                  | ○    | ○  | ○  | 不法投棄(ポイ捨て)ごみの回収を通し、環境に対する問題意識の啓発を図るため、ごみゼロ運動等を行う。                         |
| 生ごみ処理機等設置促進事業(補助金)<br>(環境生活課)        | ○    | ○  | ○  | 生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器の購入費の一部を助成し、設置を促進する。                       |
| 資源ごみ集団回収促進事業(補助金)<br>(環境生活課)         | ○    | ○  | ○  | ごみの減量化及び地域の環境保全・環境美化を図るため、団体等への活動費を助成し、増え続けるごみを資源として再利用する意識啓発を推進する。       |
| 合併処理浄化槽設置促進事業(補助金)<br>(環境生活課)        | ○    | ○  | ○  | 合併処理浄化槽の設置費用に対する補助を行い、設置促進を図る。  |
| 不法投棄監視事業<br>(環境生活課)                  | ○    | ○  | ○  | 不法投棄の未然防止、早期発見のため、監視員による監視・啓発活動を推進する。                                     |

| 事業名(担当課)                                 | 実施年度 |    |    | 事業概要  |
|--|------|----|----|---|
|  | 27   | 28 | 29 |   |
| 東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業(負担金)<br>(環境生活課)  | ○    | ○  | ○  | 広域的に一般廃棄物の適正処理を行うため、3市での事業統合を目指す。   |
| 匝瑳市ほか二町環境衛生組合事業(負担金)<br>(環境生活課)          | ○    | ○  | ○  | 一般廃棄物の収集処理等の業務を行う匝瑳市ほか二町環境衛生組合に対し、運営費を負担する。                               |
| 環境基本計画の中間見直しに伴う市民等アンケート調査業務委託<br>(環境生活課) | ◎    |    |    | 市民 1,000 人、市内の事業所 100 事業所、市内の小学 5 年生及び中学 2 年生約 700 人を対象に環境に関するアンケートを実施する。 |

## (2) 市街地の活性化と交通網の整備

| 事業名(担当課)                          | 実施年度 |    |    | 事業概要   |
|-----------------------------------|------|----|----|--|
|                                   | 27   | 28 | 29 |  |
| JR総武本線の増便・駅等の施設整備の促進<br>(企画課)     | ○    | ○  | ○  | 千葉県JR線複線化等促進期成同盟等での要望活動を行う。  |
| 銚子連絡道路の整備促進<br>(企画課)              | ○    | ○  | ○  | 山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟等での要望活動を行う。                                  |
| 循環バス運行事業<br>(環境生活課)               | ○    | ○  | ○  | 市民が日常生活に必要な交通手段を確保するため、市内循環バスを運行する。                                |
| 地域交通利用料助成事業<br>(環境生活課)            | ◎    | ○  | ○  | 市内循環バスの利用が困難で、運転免許証を持たない高齢者に対して、日常生活の交通手段としてタクシーの利用料金の一部を助成する。【試行】 |
| 都市計画道路整備事業(八日市場駅前線外1線)<br>(都市整備課) | ○    | ○  | ○  | 市街地中心部の交通渋滞の解消を図るため、八日市場駅前線外1線の道路整備を行う。                            |
| 道路台帳整備事業<br>(建設課)                 | ○    | ○  | ○  | 市道の新設・改良等に伴う道路台帳の修正と併せ、デジタルデータ化による台帳整備を推進する。                       |
| 市道108号線道路新設改良事業<br>(建設課)          | ○    |    |    | 匝瑳市民病院、ぬくもりの郷を通る市街地から松山地先までの道路整備を行う。                               |
| 市道12162号線道路新設改良事業<br>(建設課)        | ○    | ○  |    | 野栄ふれあい公園から横芝光町へ通じる道路整備を行う。   |
| 市道0104号線道路新設改良事業<br>(建設課)         | ○    | ○  |    | 主要地方道八日市場栄線から横芝光町道I-14号線へ接続する道路整備を行う。                              |
| 南北連絡道路(市道11137号線)新設改良事業<br>(建設課)  | ○    | ○  | ○  | 市街地と野田地区を結ぶ幹線道路として整備する。  |

| 事業名(担当課)                      | 実施年度 |    |    | 事業概要                            |
|-------------------------------|------|----|----|---------------------------------|
|                               | 27   | 28 | 29 |                                 |
| 市道 101 号線道路新設改良事業<br>(建設課)    | ○    |    |    | 南山崎、入山崎及び片子を結ぶ幹線道路の道路拡幅整備を行う。   |
| 市道 4026 号線道路新設改良事業<br>(建設課)   | ○    | ○  | ○  | 県道八日市場佐倉線から県道佐原八日市場線を結ぶ道路整備を行う。 |
| 市道 1028 号線道路新設改良事業<br>(建設課)   | ○    |    |    | 駅南道路の未買収地を早期取得し、道路整備を行う。        |
| 市道 2113 号線道路新設改良事業<br>(建設課)   | ○    |    |    | 久方地区から国道 296 号線までの道路整備を行う。      |
| 市道 9182 号線(東谷)道路改良事業<br>(建設課) | ○    | ○  | ○  | 市道 9181 号線から川口沼東側までの道路整備を行う。    |
| 市道 10020 号線道路新設改良事業<br>(建設課)  |      | ◎  | ○  | 椿海地区から市街地を結ぶ道路整備を行う。            |
| 交通安全対策事業(市内一円)<br>(建設課)       | ○    | ○  | ○  | ガードレール、カーブミラー等を設置し、交通事故防止を図る。   |
| 橋梁長寿命化修繕事業<br>(建設課)           | ○    | ○  | ○  | 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、継続して整備を実施する。     |

### (3) 住環境の整備

| 事業名(担当課)                            | 実施年度 |    |    | 事業概要  |
|-------------------------------------|------|----|----|---|
|                                     | 27   | 28 | 29 |   |
| 八匳水道企業団上水道事業<br>(負担金)<br>(環境生活課)    | ○    | ○  | ○  | 企業団の円滑な運営と水道料金引き上げ抑制を目的とした負担金を支出する。                   |
| 九十九里地域水道企業団<br>(負担金・出資金)<br>(環境生活課) | ○    | ○  | ○  | 生活用水の安定供給を図ることを目的とした企業債の元利償還金及び水源開発に対する負担金及び出資金を支出する。 |
| 東総衛生組合事業(負担金)<br>(環境生活課)            | ○    | ○  | ○  | し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行う東総衛生組合に対し、運営費を負担する。                  |
| (仮称)合併記念公園整備事業<br>(都市整備課)           | ○    |    |    | 市有地の有効活用及び非常時の防災拠点として、市役所北側に公園を整備する。                  |
| 市営住宅(いいぐら団地)長<br>寿命化事業<br>(都市整備課)   | ○    | ○  | ○  | 耐用年限が近づいている市営住宅いいぐら団地の改修を行う。                          |
| 住宅耐震促進事業<br>(都市整備課)                 | ○    | ○  | ○  | 木造住宅耐震診断費及び耐震改修費の補助により、震災時の被害の低減を図る。                  |
| 市営住宅つばき団地建替え<br>(2期)事業<br>(都市整備課)   |      | ◎  | ○  | 既存施設の老朽化に伴い、鉄筋コンクリート3階建ての住宅を整備する。                     |
| 道路維持事業(市内一円)<br>(建設課)               | ○    | ○  | ○  | 交通の安全性、利便性向上のため、市道の補修等を行う。                            |
| 舗装新設改良事業(市内一<br>円)<br>(建設課)         | ○    | ○  | ○  | 市内一円における生活道路の舗装新設、道路排水整備、道路改良を行う。                     |
| 排水路整備事業(市内一円)<br>(建設課)              | ○    | ○  | ○  | 降雨時の排水能力を高め、浸水被害の防止と併せて環境衛生の向上を図るため、市内一円の排水路を整備する。    |

#### (4) 安心・安全な地域づくりの推進

| 事業名(担当課)                 | 実施年度 |    |    | 事業概要   |
|--------------------------|------|----|----|--|
|                          | 27   | 28 | 29 |  |
| 自主防災組織整備事業<br>(総務課)      | ○    | ○  | ○  | 日頃から防災訓練等を行い、地区区長会等で構成する自主防災組織の育成・強化を図る。           |
| 防災行政無線整備事業<br>(総務課)      | ○    | ○  | ○  | 防災行政無線システムの永続的運用による防災環境の整備を図る。                     |
| 津波避難タワー設置事業<br>(総務課)     | ○    | ○  | ○  | 津波からの緊急的な一時避難施設として津波避難タワーを設置する。                    |
| 匝瑳市横芝光町消防組合負担金<br>(総務課)  | ○    | ○  | ○  | 火災等の災害から市民の生命と財産を守るため、消火・救急活動等を行う消防組合に対し、運営費を負担する。 |
| 消防団運営事業<br>(総務課)         | ○    | ○  | ○  | 消防団の運営に必要な消防団員用被服等の更新や補充を行う。                       |
| 消防団運営交付金<br>(総務課)        | ○    | ○  | ○  | 消防団の円滑な活動に資するため、団本部・分団に交付金を交付する。                   |
| 消防施設整備事業(非常備)<br>(総務課)   | ○    | ○  | ○  | 各種消防施設の整備と消防装備の配備を計画的に行い、消防団活動の充実・強化を図る。           |
| 交通安全対策事業<br>(環境生活課)      | ○    | ○  | ○  | 交通安全教育、街頭交通指導等を匝瑳交通安全協会に委託し、交通事故の防止に努める。           |
| 交通安全対策協議会補助金<br>(環境生活課)  | ○    | ○  | ○  | 交通安全教育・教室、街頭交通指導等の活動を行う匝瑳市交通安全対策協議会への運営費補助を行う。     |
| 防犯灯整備及び維持管理事業<br>(環境生活課) | ○    | ○  | ○  | 夜間における犯罪、事故等の発生を防ぎ、市民の安全を守るため、防犯灯の整備及び維持管理を行う。     |
| LED 防犯灯導入促進事業<br>(環境生活課) | ○    | ○  | ○  | 匝瑳市環境基本計画に基づき、省エネ対策の推進を図る。                         |
| 防犯協会補助金<br>(環境生活課)       | ○    | ○  | ○  | 地域防犯活動を行う匝瑳市防犯協会への活動費助成を行う。                        |

| 事業名(担当課)                          | 実施年度 |    |    | 事業概要         |
|-----------------------------------|------|----|----|--------------|
|                                   | 27   | 28 | 29 |              |
| 市道 9031 号線(東谷)道路<br>改良事業<br>(建設課) | ○    | ○  |    | 通学路の道路整備を行う。 |

## 4 個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる

### (教育・交流分野)

個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくるために、学校・地域・家庭がそれぞれの役割の中で連携し合いながら、さまざまな交流や体験を通して子どもたちの個性をはぐくむ教育環境づくりに努めるとともに、本市が持つ豊かな自然環境や活動拠点施設、経験豊かな地域の人材などを十分活用しながら、生涯を通じて学習する意欲の向上と機会の提供を図ります。

また、地域の歴史や伝統的文化の継承および新たな文化の創造に向けた市民活動を積極的に支援し、世代間の交流促進と地域の個性をはぐくむ取組みを促進するとともに、市民一人ひとりが年齢や性別などにかかわらず、お互いの個性と人権を尊重し、理解し合って、その人の能力や意欲が十分発揮される環境づくりを進めます。



## (1) 学校教育の充実

| 事業名(担当課)                          | 実施年度 |    |    | 事業概要  |
|-----------------------------------|------|----|----|---|
|                                   | 27   | 28 | 29 |   |
| 指導事務局費<br>(学校教育課)                 | ○    | ○  | ○  | 教育委員会の諮問により匝瑳市中心身障害児就学指導委員会を開催する。                 |
| スクールカウンセラー設置事業<br>(学校教育課)         | ○    | ○  | ○  | いじめや不登校等の解決を図るため、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に助言、指導を行う。 |
| 子どもサポート事業<br>(学校教育課)              | ○    | ○  | ○  | 子どもサポーターによる欠席初期児童生徒への対応及び不登校児童生徒への支援を行う。          |
| 外国青年招致事業<br>(学校教育課)               | ○    | ○  | ○  | 外国青年を外国語指導助手とし、小・中学生の外国語教育の充実を図る。                 |
| サタデースクール事業<br>(学校教育課)             | ○    | ○  | ○  | 土曜日に学校施設を利用し、国語・算数等の基礎学力の向上を図る。                   |
| 教職員研修事業<br>(学校教育課)                | ○    | ○  | ○  | 教職員の資質向上や新しい教育課題への対応のため、教職員研修の充実及び強化を図る。          |
| 教科別研究事業<br>(学校教育課)                | ○    | ○  | ○  | 発表会、作品展、コンクール等を開催し、児童・生徒の文化的資質の向上を図る。             |
| 補助教員配置事業<br>(学校教育課)               | ○    | ○  | ○  | 個別の支援を必要とする児童・生徒にきめ細かな指導をするため補助教員を配置する。           |
| スクールバス運行事業<br>(学校教育課)             | ○    | ○  | ○  | 小学校の統合に伴い、スクールバスを運行し、児童の通学手段を確保する。(登校時1回、下校時2回)   |
| 理科教育等設備整備事業<br>(学校教育課)            | ○    | ○  | ○  | 理科教育のための設備等を整備し、理科教育の充実を図る。                       |
| 特色ある学校づくり推進事業<br>(補助金)<br>(学校教育課) | ○    | ○  | ○  | 各学校が地域性等を生かし、特色ある教育活動が推進できるよう補助する。                |
| 特別支援学級訓練補助金<br>(学校教育課)            | ○    | ○  | ○  | 障害児に社会性を養う機会を提供する。                                |

| 事業名(担当課)                                | 実施年度 |    |    | 事業概要   |
|---|------|----|----|--|
|   | 27   | 28 | 29 |  |
| 特別支援教育就学奨励費補助事業<br>(学校教育課)              | ○    | ○  | ○  | 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特定の費用について助成を行う。 |
| 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業<br>(学校教育課)          | ○    | ○  | ○  | 経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対して就学援助を行う。                   |
| 教育用パソコン活用事業<br>(学校教育課)                  | ○    | ○  | ○  | 小中学校において、児童・生徒の情報教育を推進する。                        |
| 児童教育活動事業<br>(学校教育課)                     | ○    | ○  | ○  | 小学校体育大会の開催及び社会科副読本の編集発行を行う。                      |
| 中学校遠距離通学費補助金<br>(学校教育課)                 | ○    | ○  | ○  | 公共交通機関の定期券又は自転車を購入して通学する生徒の保護者に対して補助金を交付する。      |
| 生徒教育活動事業<br>(学校教育課)                     | ○    | ○  | ○  | 中学生のキャリア教育を推進するため、社会体験学習を実施する。                   |
| 教科書改訂に伴う指導用教科書・指導書及び教材備品整備事業<br>(学校教育課) | ○    | ○  |    | 教科書改訂に伴う指導用教科書、指導書、教材備品等を購入する。                   |
| 栄小学校屋内運動場改築事業<br>(学校教育課)                | ○    |    |    | 栄小学校屋内運動場は老朽化が激しく、構造的に耐震補強が困難なため、新たな屋内運動場を建築する。  |
| 野田小学校屋内運動場改築事業<br>(学校教育課)               | ○    |    |    | 野田小学校屋内運動場は老朽化が激しく、構造的に耐震補強が困難なため、新たな屋内運動場を建築する。 |
| 吉田小学校屋内運動場改築事業<br>(学校教育課)               | ○    | ○  |    | 吉田小学校屋内運動場は老朽化が激しく、構造的に耐震補強が困難なため、新たな屋内運動場を建築する。 |

| 事業名(担当課)                   | 実施年度 |    |    | 事業概要   |
|----------------------------|------|----|----|--|
|                            | 27   | 28 | 29 |  |
| 小学校非構造部材耐震改修事業<br>(学校教育課)  | ○    |    |    | 屋内運動場等の吊天井の建物について耐震安全性確保を図るため、落下防止対策の改修工事を行う。      |
| 中学校非構造部材耐震改修事業<br>(学校教育課)  | ○    |    |    | 屋内運動場等の吊天井の建物について耐震安全性確保を図るため、落下防止対策の改修工事を行う。      |
| 私立幼稚園就園奨励費補助金<br>(学校教育課)   | ○    | ○  | ○  | 保育料等を軽減する私立幼稚園に対して補助金を交付し、保護者の経済的負担を軽減する。          |
| 私立幼稚園第3子以降就園補助金<br>(学校教育課) | ○    | ○  | ○  | 18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の第3子以降の保育料等を補助し、保護者の経済的負担を軽減する。  |
| 学校給食センター維持管理事業<br>(学校教育課)  | ○    | ○  | ○  | 児童・生徒の心身の健全な発達に寄与するための安全で豊かな学校給食を提供する。             |
| 学校給食配送業務<br>(学校教育課)        | ○    | ○  | ○  | 新学校給食センターにおいて調理した学校給食を衛生的な配送車両で幼稚園・小中学校へ配送する。      |
| 給食費収納管理システム事業<br>(学校教育課)   | ○    | ○  | ○  | 給食費収納管理等の事務を整理・統合し、電算化による効率化・迅速化を図る。               |
| 学校給食費第3子以降減免<br>(学校教育課)    | ○    | ○  | ○  | 18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の第3子以降の給食費を減免し、保護者の経済的負担を軽減する。   |
| 校務支援システム導入事業<br>(学校教育課)    |      | ◎  | ○  | 教職員の事務処理の効率性、正確性が図られ、各種情報の共有により、学習指導や生徒指導等に有効活用する。 |
| 発達早期支援研究事業<br>(学校教育課)      | ○    |    |    | 発達障害の可能性のある児童生徒について、教育的ニーズに応じた指導、支援の充実を図る。         |

## (2) 生涯学習・生涯スポーツの推進

| 事業名(担当課)                        | 実施年度 |    |    | 事業概要  |
|---------------------------------|------|----|----|---|
|                                 | 27   | 28 | 29 |   |
| 青少年相談員活動事業(補助金)<br>(生涯学習課)      | ○    | ○  | ○  | 青少年の健全育成を目指し、つどい大会の開催や地域での自主的な活動に対し、助成を行う。                              |
| 社会教育団体育成事業(補助金)<br>(生涯学習課)      | ○    | ○  | ○  | 社会教育団体の活性化を図るため、各種社会教育団体へ補助金を交付する。                                      |
| 成人式委託事業<br>(生涯学習課)              | ○    | ○  | ○  | 新成人による実行委員会を組織し、式典の運営委託を行う。   |
| 青少年体験活動推進事業<br>(生涯学習課)          | ○    | ○  | ○  | 子ども映画会や自然観察会等を行い、子どもたちの健全育成を推進する。                                       |
| 家庭教育力活性化支援事業(家庭教育学級)<br>(生涯学習課) | ○    | ○  | ○  | 小学校入学前から思春期の子どもを持つ親に対する子育て講座を開催する等、家庭教育を支援する。                           |
| 生涯学習講座開催事業<br>(生涯学習課)           | ○    | ○  | ○  | 学習意欲のある市民に対し、機会を設け学習の場を提供する。公民館と相互連携を図りながら、生涯学習センターを主会場として趣味・教養講座を開催する。 |
| スポーツ健康推進事業<br>(生涯学習課)           | ○    | ○  | ○  | 「市民ひとり1スポーツ」を目標に、各種スポーツ教室や大会等を開催し、生涯スポーツの振興と普及を図る。                      |
| ドーム改修事業<br>(生涯学習課)              |      | ○  |    | 非構造部材(天井等)の耐震改修工事を実施する。   |
| アリーナ改修事業<br>(生涯学習課)             | ○    |    |    | 非構造部材(天井等)の耐震改修工事を実施する。   |
| 第2市営庭球場コート整備事業<br>(生涯学習課)       | ◎    | ○  |    | 椿海地区馬洗の学校給食センター隣接地に砂入り人工芝コート最大6面を整備する。                                  |
| 生涯学習センター改修事業<br>(生涯学習課)         |      | ◎  |    | 非構造部材(天井等)の耐震改修工事を実施する。   |

| 事業名(担当課)               | 実施年度 |    |    | 事業概要   |
|------------------------|------|----|----|--|
|                        | 27   | 28 | 29 |  |
| 図書館電算システム運用事業<br>(図書館) | ○    | ○  | ○  | 電算システムの運用により、資料検索や<br>図書の予約を容易にし、利用しやすい図<br>書館の環境整備を図る。                          |
| 読書普及促進事業<br>(図書館)      | ○    | ○  | ○  | 読書普及を促進するため、書籍、新聞、<br>雑誌等を整備する。  |
| 公民館講座開催事業<br>(公民館)     | ○    | ○  | ○  | 学習意欲のある市民に対し、機会を設け<br>学習の場を提供する。生涯学習課と相互<br>連携を図りながら、公民館を主会場として<br>趣味・教養講座を開催する。 |

### (3) 地域文化の振興

| 事業名(担当課)                             | 実施年度 |    |    | 事業概要  |
|--------------------------------------|------|----|----|---|
|                                      | 27   | 28 | 29 |   |
| 文化団体協議会助成事業<br>(生涯学習課)               | ○    | ○  | ○  | 市民の趣味・創作活動の活発化を図るため、協議会に対する助成を行う。             |
| ふるさと自然散策道管理事業<br>(生涯学習課)             | ○    | ○  | ○  | 市の自然や歴史に触れ合える、ふるさと自然散策道を管理する。                 |
| 無形民俗文化財保存会助成事業<br>(生涯学習課)            | ○    | ○  | ○  | 無形民俗文化財の保存・継承・普及活動を担う保存団体に対して助成を行う。           |
| 飯高檀林コンサート助成事業<br>(生涯学習課)             | ○    | ○  | ○  | 文化財の公開、活用と芸術文化の普及を図るため、飯高寺境内でのコンサートに対する補助を行う。 |
| 経営体育成基盤整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業<br>(生涯学習課) | ○    | ○  |    | 椿海地区・豊和地区の経営体育成基盤整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を行う。         |
| ハリストス正教会聖画保存修復事業(補助金)<br>(生涯学習課)     | ○    | ○  | ○  | 県指定有形文化財である聖画 5 面の修復を行い、文化財保護を図る。             |

#### (4) コミュニティの育成と交流活動の促進

| 事業名(担当課)                    | 実施年度 |    |    | 事業概要   |
|-----------------------------|------|----|----|--|
|                             | 27   | 28 | 29 |  |
| 国際交流事業(補助金)<br>(企画課)        | ○    | ○  | ○  | 語学教室や在住外国人との交流活動を推進する国際交流協会への助成を行う。                    |
| コミュニティ育成事業(補助金)<br>(環境生活課)  | ○    | ○  | ○  | 住民が一体となって計画的かつ自主的に行われるコミュニティ活動事業及びコミュニティ施設等の整備への助成を行う。 |
| コミュニティ活動事業(補助金)<br>(環境生活課)  | ○    | ○  | ○  | 地域振興協議会が計画的に行う地域コミュニティ活動に助成を行う。                        |
| のさかふれあい祭り助成事業<br>(環境生活課)    | ○    | ○  | ○  | 地域コミュニティの助長と地域間交流を目的として実施する「のさかふれあい祭り」への助成を行う。         |
| 地区コミュニティセンター管理事業<br>(環境生活課) | ○    | ○  | ○  | 地区コミュニティセンター(9 か所)の管理を地区区長会へ委託する。                      |

#### (5) 男女共同参画の促進

| 事業名(担当課)            | 実施年度 |    |    | 事業概要                                       |
|---------------------|------|----|----|--|
|                     | 27   | 28 | 29 |  |
| 男女共同参画推進事業<br>(企画課) | ○    | ○  | ○  | 男女共同参画に関する講演会の開催や広報・啓発活動により男女共同参画意識の醸成を図る。 |

## 5 市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる (住民協働・行財政分野)

市民が主役となるまちづくりを推進していくために、市民と行政がさまざまな媒体や機会を通じて情報を共有し、まちづくりの問題意識と方向性を共有しながら、市民と行政が一体となりともに考え、ともに行動する体制づくりを推進するとともに、ボランティア活動の促進や地域活動団体への支援の充実など、市民一人ひとりが地域活動に積極的に参加できるまちづくりを推進します。

また、市の財政状況に応じた効果的かつ効率的な行財政運営を進めることにより、健全なまちづくりの推進と市民サービスの向上を図ります。



## (1) まちづくり情報共有の推進

| 事業名(担当課)                            | 実施年度 |    |    | 事業概要  |
|-------------------------------------|------|----|----|---|
|                                     | 27   | 28 | 29 |   |
| 「広報そうさ」の発行<br>(秘書課)                 | ○    | ○  | ○  | 行政情報や暮らしに役立つ各種情報等を市民に周知するため、定期的に広報紙を発行する。                           |
| 市長への手紙、まちづくりご意見箱<br>(秘書課)           | ○    | ○  | ○  | 市民の意見を市政に反映させるため、市長への手紙とまちづくりご意見箱の設置を行う。                            |
| タウンミーティング・市長と語る会「まちづくり座談会」<br>(秘書課) | ○    | ○  | ○  | 市政について市民と直接意見交換できる場の設定を行う。  |
| 匝瑳市制施行10周年記念式典事業<br>(秘書課)           | ◎    |    |    | 平成28年1月23日に市制施行10周年を迎えるにあたり、記念式典を開催する。                              |
| 「市勢要覧」の発行<br>(秘書課)                  | ◎    |    |    | 市の情勢や現況を写真等により分かりやすく紹介した市勢要覧を発行する。                                  |
| 統計そうさ作成事業<br>(企画課)                  | ○    | ○  | ○  | 本市の人口、産業、経済等各分野にわたる基本的な統計資料を作成する。                                   |
| 市民協働推進事業<br>(企画課)                   | ○    |    |    | 市民参加による市政の推進を図るため、(仮称)「匝瑳市市民協働のまちづくり条例」の制定に向け、「匝瑳市市民協働指針」を2か年で策定する。 |
| 区長会運営費補助金<br>(環境生活課)                | ○    | ○  | ○  | 区長相互の連絡協調を図るとともに、市政の総合的發展に寄与する区長会に助成を行う。                            |
| 議会だよりの発行<br>(議会事務局)                 | ○    | ○  | ○  | 議会の状況を市民に伝えるため定例会に合わせて年4回発行する。                                      |
| 本会議中継事業<br>(議会事務局)                  | ○    | ○  | ○  | 市民へ開かれた議会を目指し、本会議場外テレビモニターやインターネット上で本会議中継(公開)する。                    |
| 政務活動費交付事業<br>(議会事務局)                | ○    | ○  | ○  | 市議会議員の市政に関する調査・研究その他活動に資するための政務活動費を交付する。                            |

## (2) 行財政運営の効率化・高度化

| 事業名(担当課)                | 実施年度 |    |    | 事業概要  |
|-------------------------|------|----|----|---|
|                         | 27   | 28 | 29 |   |
| 総合計画後期基本計画策定事業<br>(企画課) | ○    |    |    | 総合計画を構成する後期基本計画(平成28年度～31年度)を2か年で策定する。                      |
| ふるさと納税推進事業<br>(企画課)     | ◎    | ○  | ○  | ふるさと納税制度を活用し、財源の確保と地元製品のPRを図る。                              |
| 電子計算処理事業<br>(企画課)       | ○    | ○  | ○  | 電算機を利用した住民情報システムの運用により、住民サービスの向上、事務処理の効率化・適正化を図る。           |
| 電子自治体推進事業<br>(企画課)      | ○    | ○  | ○  | 電子自治体構築に向けて、情報通信基盤の整備等を推進し、住民サービスの向上、行政運営の高度化を図る。           |
| 地域情報通信基盤推進事業<br>(企画課)   | ○    | ○  | ○  | 市内全域で光ブロードバンドサービスが利用可能な環境を提供し、地域間の情報格差是正と市民生活における利便性の向上を図る。 |
| 公用車更新事業<br>(財政課)        | ○    | ○  | ○  | 老朽化した車両を計画的に更新する。   |
| 地方電子(eLTAX)事業<br>(税務課)  | ○    | ○  | ○  | 給与支払報告書等の各種税務データを電子化し、税務事務の効率化及び納税者の利便性を向上させる。              |
| 地方電子(国税連携)事業<br>(税務課)   | ○    | ○  | ○  | 所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録を電子化することにより、税務事務の効率化を図る。               |
| 市税等徴収事務指導員設置事業<br>(税務課) | ○    | ○  | ○  | 高度な知識を要する滞納事例の解決方法等について国税局OBの指導を受け、滞納の縮減を図る。                |
| 地図情報システム維持管理業務<br>(税務課) | ○    | ○  | ○  | 固定資産税の課税客体を把握するため、航空写真を活用した地図情報システムの運用、保守管理を行う。             |

| 事業名(担当課)                     | 実施年度 |    |    | 事業概要  |
|------------------------------|------|----|----|---|
|                              | 27   | 28 | 29 |   |
| 固定資産土地評価業務<br>(税務課)          | ○    | ○  | ○  | 評価替えに必要な基礎資料の作成、整備等を図り、評価事務の円滑化及び適正な課税を行う。  |
| 不動産鑑定評価業務<br>(税務課)           |      | ◎  |    | 標準宅地の不動産鑑定を実施し、評価事務の円滑化及び適正な課税を図る。          |
| 航空写真撮影業務<br>(税務課)            |      | ◎  |    | 地図情報システムの更新のため、航空写真撮影を実施する。                 |
| 家屋評価システム借上げ業務<br>(税務課)       | ○    | ○  | ○  | 家屋評価計算業務の均質化、平準化及び効率化を図るため、家屋評価計算システムを運用する。 |
| 個人番号の付番及び個人番号カードの発行<br>(市民課) | ○    | ○  | ○  | 行政の効率化及び国民の利便性を図るため、個人番号の付番、カードの発行(希望者)を行う。 |

### (3) 広域行政の推進

| 事業名(担当課)                           | 実施年度 |    |    | 事業概要  |
|------------------------------------|------|----|----|---|
|                                    | 27   | 28 | 29 |   |
| 東総地区広域市町村圏事務<br>組合運営経費負担金<br>(企画課) | ○    | ○  | ○  | 広域的な課題に対応するため、地域の<br>振興整備に関する事務事業を行う事務<br>組合に対し、運営費を負担する。     |
| 住民基本台帳ネットワークシ<br>ステム運用事業<br>(市民課)  | ○    | ○  | ○  | 全国市区町村の住民記録システムをネッ<br>トワークで結び、住民の利便性の向上と<br>事務処理の効率化を図る。      |
| 後期高齢者医療広域連合事<br>業<br>(市民課)         | ○    | ○  | ○  | 75 歳以上の高齢者を対象とした医療制<br>度を県内の全市町村が加入する広域連<br>合と事務を分担し、事業を推進する。 |



## 匝瑳市総合計画実施計画

発行：平成 27 年 2 月

発行者：千葉県匝瑳市

編集：匝瑳市役所企画課

〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ 793 番地 2

TEL : 0479-73-0081 / FAX : 0479-72-1114